

意見書案第6号

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを  
求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『京都府南部地域  
に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書』を別紙の  
とおり提出する。

平成28年9月28日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	
〃	〃	奥西 伊佐男
〃	〃	奥村 良太
〃	〃	米澤 修司
〃	〃	河田 美穂
〃	〃	青木 綱次郎

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを  
求める意見書（案）

現在、京都市より南に位置する宇治簡易裁判所及び木津簡易裁判所管轄地域（以下、京都府南部地域という。）は、約56万人という京都府全体の約21%にあたる人口を抱えているが、同地域には、地方裁判所及び家庭裁判所の支部はなく、扱える事件に限定のある簡易裁判所しかない。このため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、京都市内にある京都地方裁判所本庁で行う必要があり、また、家事調停・審判事件、人事訴訟事件、少年保護事件等も京都市内にある京都家庭裁判所本庁で行われている。

京都府南部地域には、京田辺市、木津川市、精華町等、人口増加が続いている地域が存在する。他方で、高齢化が進み、移動手段を公共交通機関に頼らざるを得ない住民が増え続けている地域も少なくない。そうであるにも関わらず、この地域から、現在の管轄裁判所である京都地方裁判所本庁や京都家庭裁判所本庁へのアクセスは、公共交通機関の便数が少ないこともあり、大変厳しいものとなっている。これは、京都府南部地域が、司法基盤の人的・物的両面において、不十分・未整備のまま放置されていることを示していると言わざるを得ない。しかしながら、居住する地域に関わらず、国民には等しく裁判を受ける権利（憲法32条）が保障されるべきである。京田辺市民の裁判を受ける権利を十分なものとするために、速やかに京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の支部が設置されなければならないと考える。

よって、国及び関係諸機関に対し、京都府南部地域に地方裁判所支部及び家庭裁判所支部を設置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣

意見書案第7号

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年9月28日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	市田 博
〃	〃	奥村 良太
〃	〃	河田 美穂

## 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書（案）

北陸新幹線は、日本海側と太平洋側の地域間交流を拡大・活発化させ、沿線地域の産業、経済の発展等の地域活性化に大きく寄与するだけでなく、大規模災害時には東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、新たな国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトとして、早急な整備が求められる。

本年4月27日に与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会の中間取りまとめにおいて、敦賀・大阪間のルートについて、「小浜舞鶴京都ルート」など3案が選定され、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市附近を經由するルートについても参考として調査されることとなった。また、検討委員会で議論のあった関西国際空港へのアクセスは喫緊に調査すべき課題として、北陸新幹線とは別の場で早急に検討すべきとされたところである。

国においては、本年秋頃に結果を取りまとめることとしてルート調査が実施されており、その結果をもとに政府がルート決定することとなっているが、以下の理由から、京都・大阪間については関西文化学術研究都市附近に駅を設置する「京都府南部ルート」が最適であると考えられる。

### 記

- 1 関西文化学術研究都市附近への駅設置は、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の建設・整備を大きく前進させ、我が国の科学技術等の発展に大きく寄与するとともに、沿線地域の開発、地域活性化などの大きな効果をもたらすものと考えられる。
- 2 関西文化学術研究都市が文化・学術・研究、居住、産業等の諸機能が高次に集積する「世界の知と産業を牽引する都市」を目指すには、国内の主要都市及び研究機関はもとより、関西国際空港や国土軸との連絡を強化していく必要がある。
- 3 関西文化学術研究都市は、JR片町線、奈良線並びに近鉄京都線などの鉄道網、新名神高速道路、名神高速道路、京奈和自動車道、京都縦貫自動車道や第二京阪道などの高速道路網により、京都府や奈良県、大阪府内の各都市からのアクセスが容易である。

このため、国においては、地域開発効果等の適切な調査を実施していただき、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市附近に北陸新幹線の駅を設置する「京都府南部ルート」の決定とともに、関西国際空港へのアクセスについても早期に改善されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、地方創生担当大臣

意見書案第8号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する  
意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『次期介護保険制  
度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書』を別紙のと  
おり提出する。

平成28年9月28日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	櫻井 立志
〃	〃	奥村 良太
〃	〃	市田 博
〃	〃	米澤 修司

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに  
関する意見書（案）

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

また、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者への負担増大になりかねず、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大する恐れがあり、介護人材の不足に拍車をかけることになりかねない。

よって国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から、現行どおり介護保険給付の対象として継続することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
内閣官房長官

意見書案第9号

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める  
意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年9月28日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	河田 美穂
〃	〃	奥村 良太
〃	〃	市田 博
〃	〃	米澤 修司



## 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を 求める意見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金をうけられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】 内閣総理大臣、文部科学大臣

意見書案第10号

TPPについての情報公開と慎重審議を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『TPPについての情報公開と慎重審議を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年9月28日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	米澤 修司
〃	〃	市田 博
〃	〃	小林 喜代司
〃	〃	河本 隆志

## TPPについての情報公開と慎重審議を求める意見書（案）

環太平洋パートナーシップ（以下TPPという）協定は、平成28年2月4日に、ニュージーランドのオークランドにおいて、参加12か国により協定文書の署名が行われた。先の通常国会では、協定の批准と関連する11の一括法案の承認、成立を見送り、参議院選挙後の臨時国会に先送りされた。

安倍首相は、臨時国会でのTPP協定の承認、関連法案成立に意欲を燃やしアメリカにも安全保障上の意義を強調し早期発効を呼び掛けている。

しかし、アメリカの次期大統領候補であるクリントン氏、トランプ氏の両名は、反対の態度を表明し、アメリカの早期批准は困難な状況にある。

我が国においては、先の国会に提出された交渉記録は、黒く塗りつぶされていたことでも明らかのように合意した内容について十分な情報の公開がされていないとは言えない。

平成25年4月の衆参両院の農林水産委員会における「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」が遵守されているかどうかを含め、我が国の国益がどのように守られているのか、また、どの分野にどのような影響があるのかなど、国民の理解が得られるよう丁寧な説明と十分な情報の公開がされているとは言えない状況である。

TPPは、農業分野だけではなく、環境、労働、医療、金融や、地方自治体の様々な施策など、国民の生活に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧されている。主権者たる国民がその内容を知らないまま協定が批准されることなどあってはならないことである。

よって国においては、TPP協定に関して次の事項について特段の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について、国民に丁寧な説明と十分な情報公開を行うこと
- 2 今国会ではTPP協定および関連法案について、国民の生活の様々な分野に対する影響や対策など慎重に審議を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣

意見書案第11号

東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年9月28日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	鈴木 康夫
〃	〃	奥村 良太
〃	〃	米澤 修司
〃	〃	河田 美穂
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	次田 典子

## 東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書（案）

東日本大震災から5年を経過した今もなお、政府の原子力緊急事態宣言は解除されておらず、十分な復興にはまだまだ時間がかかると思われる。被災地の一日も早い復興と、長期避難を余儀なくされているすべての被災者が早期に生活再建できるよう取り組む必要がある。

そのような中、国及び福島県は「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」を平成29年3月までに解除するとともに、区域外への自主避難者に対する住宅支援を打ち切る方針を示した。

しかし、多くの自主避難者が、現状のまま被災地へ帰還することに不安を抱き、避難先での居住継続を求めている。

よって国におかれては、自主避難者の長期的な避難生活の基盤となる住宅支援を継続されるよう、次の事項について強く要望する。

### 記

- 1 東日本大震災による自主避難者の実態調査を行った上で、地方自治体が必要と判断した経過的住宅支援の継続等、自由裁量で活用が可能な交付金等の財政措置を講じること。
- 2 「子ども・被災者支援法」に基づく、住宅支援制度の構築を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、地方創生担当大臣